

京都府公立大学法人教職員給与規程

平成 20 年 4 月 1 日
京都府公立大学法人規程第15号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人教職員就業規則(京都府公立大学法人規則第3号。以下「就業規則」という。)第22条に規定する教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 正規の勤務時間 京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程(以下「勤務時間等規程」という。)第3条から第6条までに規定する勤務時間をいう。
- (2) 給料 教職員の正規の勤務時間による勤務に対しこの規程の規定によって支給する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条第3項及び第4項の規定による手当を含む。第14条及び第37条において同じ。)、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を除いた全額をいう。
- (3) 週休日 正規の勤務時間を割り振らない日をいう。
- (4) 祝日法に基づく休日 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- (5) 年末年始の休日 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)をいう。

(法令との関係)

第3条 教職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令に定めるところによる。

(適用範囲)

第4条 この規程は、京都府公立大学法人(以下「法人」という。)に常時勤務する教職員に適用する。

第2章 給与

第1節 給料

(給料)

第5条 教職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表等)

第6条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務職給料表 (別表第1)
- (2) 教育職給料表 (別表第2)
- (3) 医療職給料表 (別表第3)
- (4) 看護職給料表 (別表第4)
- (5) 現業職給料表 (別表第5)
- (6) 指定職給料表 (別表第6)

2 前項に規定する各給料表の適用範囲は次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 事務職給料表は、他の給料表の適用を受ける教職員以外の教職員に適用する。
- (2) 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である教職員に適用する。
- (3) 医療職給料表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員、歯科衛生士、歯科技工士、臨床検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士である教職員に適用する。
- (4) 看護職給料表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である教職員に適用する。

(5) 現業職給料表は、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）第29条に規定する職員に相当する教職員に適用する。

(6) 指定職給料表は、学長である教職員に適用する。

3 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第7のとおりとする。

第7条 指定職給料表の適用を受ける教職員の給料月額、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じた理事長が定める号級の額とする。

（教職員の職務の級の決定及び初任給の基準等）

第8条 教職員の職務の級ごとの定数は、予算の範囲内で、かつ、別表第7に定める教職員の職務の分類の基準に適合するように、法人が設定し、又は改定する。

2 教職員の職務の級は、前項の教職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 新たに給料表（指定職給料表を除く。）の適用を受ける教職員となった者の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準の定めに従い決定する。

4 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合（指定職給料表の適用を受ける教職員が他の給料表の適用を受けることになった場合を含む。）又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における教職員の号給は、別に定める初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

（再雇用教職員の給料月額）

第9条 就業規則第33条の規定により採用された教職員（以下「再雇用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用教職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

（短時間勤務教職員の給料月額）

第10条 京都府公立大学法人教職員の育児休業・介護休暇等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第13条に規定する育児短時間勤務の教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、第6条から前条まで及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、理事長が定めるその者の勤務時間を京都府公立大学法人教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする。

2 京都府公立大学法人教職員再雇用規程（以下「再雇用規程」という。）第11条に規定する短時間勤務の職を占める教職員（以下「再雇用短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前3条及び次条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、再雇用規程第11条第1項第2号の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項第1号に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 前項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該教職員の給料月額とする。

（昇給の基準）

第11条 教職員（指定職給料表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準に従い、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定する。

3 55歳以上の教職員のうち初任給、昇格、昇給等の基準で定める年齢に達した日以降の直近の3月31日を超えて在職する教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（事務職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び職務の内容がその教職員の職務の内容に相当する職員として初任給、昇格、昇給等の基準に定める教職員にあっては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

4 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 教職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。

(給料の支給方法等)

第12条 給料は、月の初日から末日までの期間について、その月額的全額を支給する。

2 給料の支給日は、その月の16日とし、その日が祝日法に基づく休日、日曜日又は土曜日に当たるときは15日とし、15日が日曜日又は土曜日に当たるときは14日とする。ただし、支給日が14日となる場合であって、その日が土曜日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い祝日法に基づく休日又は日曜日でない日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、教職員が、その者又はその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準じる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払を請求した場合には、前項の支給日前においても速やかにその日までの給与を支給しなければならない。

第13条 新たに教職員となった者及び新たに給料の支給を受ける事由の生じた教職員には、その日から給料を支給し、昇給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した教職員が即日教職員になった場合には、その日の翌日から給料を支給する。

2 教職員が離職した場合には、その日まで給料を支給する。

3 教職員が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、月若しくは前条第1項ただし書に規定する各期間(以下この項において「期間」という。)の初日から支給するとき以外のとき又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

第2節 手当

(手当の種類)

第14条 教職員には、給料のほかに、この節に定めるところにより、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 扶養手当
- (2) 地域手当
- (3) 住居手当
- (4) 通勤手当
- (5) 単身赴任手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 特地勤務手当
- (8) 時間外勤務手当
- (9) 宿日直手当
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 夜間勤務手当
- (12) 休日勤務手当
- (13) 管理職手当
- (14) 初任給調整手当
- (15) 期末手当
- (16) 勤勉手当
- (17) 期末特別手当
- (18) 退職手当

(扶養手当)

第15条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものとする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族(次条において「扶養親族たる子、父母等」という。)については1人につき6,500円(教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については1万1,000円)とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養親族の届出等)

第16条 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その教職員は、直ちにその旨(新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者があるとき。

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者があるとき(前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。)

(3) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者のない教職員となったとき(前号に該当する場合を除く。)

(4) 扶養親族たる子、父母等がある教職員が配偶者を有するに至ったとき(第1号に該当する場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が教職員となった日、扶養親族がない教職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、これを受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている教職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は教職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている教職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定(扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

(地域手当)

第17条 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮

して、京都市及び相楽郡精華町（以下「支給地域」という。）に在勤する教職員に支給する。

- 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、京都市にあっては100分の10を乗じて得た額、相楽郡精華町にあっては100分の3を乗じて得た額とする。
- 3 支給地域に在勤する教職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（これらの教職員が当該異動の日の前日に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る支給割合（以下この項において「異動後の支給割合」という。）が当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る支給割合（以下この項において「異動前の支給割合」という。）に達しないこととなる時又は当該異動直後に在勤する地域が支給地域に該当しないこととなる時は、異動の円滑を図るため、当該教職員には、前2項及びこの項の規定による地域手当の支給割合以上の割合による地域手当を支給される期間を除き、前2項の規定にかかわらず、当該異動の日から2年を経過するまでの間（次の各号に掲げる期間において当該各号に定める割合が異動後の支給割合（異動後の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該改定後の異動後の支給割合）以下となる時は、その以下となる日の前日までの間。以下この項において同じ。）給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。
 - （1）当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合（異動前の支給割合が当該異動の後に改定された場合にあつては、当該異動の日の前日の異動前の支給割合。次号において同じ。）
 - （2）当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 移動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合
- 4 地方公務員、国家公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が府若しくは国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定める者に使用される者（以下「地方公務員等」という。）であった者が、引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となった場合において、採用の事情、当該在勤することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定による地域手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、別に定めるところにより、これらの規定に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

第18条 住居手当は、次に掲げる教職員に支給する。

- （1）自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（法人から貸与された教職員公舎を使用し、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）
 - （2）自ら居住するための住宅を所有する教職員その他これに準じる者として別に定める教職員
 - （3）第20条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される教職員（以下「単身赴任手当受給教職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（教職員公舎その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
 - （4）単身赴任手当受給教職員で、配偶者が居住するための住宅を所有するものその他これに準じるものとして別に定めるもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、第1号から第4号までのいずれかに掲げる教職員のうち第5号又は第6号に掲げる教職員でもある者の住居手当については、第1号から第4号までのいずれかの規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額及び第5号又は第6号の規定の例により算出した住居手当の月額に相当する額の合計額とする。
 - （1）前項第1号に掲げる教職員のうち、月額1万2,000円以下の家賃を支払っている教職員 1,000円
 - （2）前項第1号に掲げる教職員のうち、月額1万2,000円を超え月額2万1,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万1,000円を控除した額に相当する額
 - （3）前項第1号に掲げる教職員のうち、月額2万1,000円を超える家賃を支払っている教職員

家賃の月額から2万1,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円)を1万円に加算した額に相当する額

(4) 前項第2号に掲げる教職員 4,100円

(5) 前項第3号に掲げる教職員 第1号から第3号までの規定の例により算出した額の2分の1に相当する額

(6) 前項第4号に掲げる教職員 2,000円

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第19条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金を(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする教職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員で別に定めるもの以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員で別に定めるもの以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)

(2) 前項第2号に掲げる教職員 支給単位期間につき、6,000円(通勤距離が片道3キロメートル以上であるときは、1キロメートルまでごとに600円を6,000円に加算した額)に支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、育児短時間勤務教職員及び再雇用短時間勤務教職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める教職員にあっては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、運賃等相当額及び前号に定める額、運賃等相当額又は前号に定める額

3 前項の場合において、同項各号に定める額を支給単位期間で除して得た1箇月当たりの額が6万円を超えるときは、同項に規定する通勤手当の額は、支給単位期間につき、当該1箇月当たりの額と6万円との差額の2分の1を6万円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生じることとなった教職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動又は移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が2万円を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に

支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前2項の規定による額

- 5 前項の規定は、採用の事情等を考慮して別に定める者であった者から引き続き就業規則の適用を受ける教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等その利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 6 通勤手当を支給される教職員につき、就業場所を異にする異動、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を支給し、又は返納させるものとする。
- 7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で、月の初日からその月以後の月の末日までを単位として別に定める期間をいう。
- 8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(単身赴任手当)

第20条 就業場所を異にする異動又は就業場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動又は移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する就業場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額、2万3,000円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である教職員にあっては、その額に、4万5,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 地方公務員等であった者から引き続き本規程に定める給料表の適用を受ける教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する就業場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(特殊勤務手当)

第21条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員に対してその勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、支給額及び支給方法は、別に定める。

(特地勤務手当)

第22条 府立大学生命環境学部附属演習林大野演習林（以下「特地事業所」という。）に勤務する教職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額に100分の8を乗じて得た額とする。

3 教職員が就業場所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動直後に在勤する就業場所が特地事業所に該当するときは、当該教職員には、別に定めるところにより、当該異動の日から3年以内の期間（当該異動の日から起算して3年を経過する際に別に定める条件に該当する者にあつては、さらに3年以内の期間）給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の

4 を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

- 4 新たに特地事業所に該当することとなった就業場所に在職する教職員のうち、前項の規定による手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、別に定めるところにより、同項の規程に準じて、特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(時間外勤務手当)

第23条 時間外勤務手当は、職員が正規の勤務時間以外の時間において勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間以外の時間において勤務した全時間に対して支給する。

- 2 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合(その勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(第27条第1項の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務
100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 3 育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が8時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間以外の時間においてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

- 4 第1項に定めるもののほか、時間外勤務手当は、職員が勤務時間等規程第6条の規定により、あらかじめ同規程第4条第2項又は同規程第5条の規定により割り振られた正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命じられたとき、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した正規の勤務時間中の全時間(育児短時間勤務職員及び再雇用短時間勤務職員にあっては、別に定める時間を除く。)に対して支給する。

- 5 前項に規定する時間外勤務手当の額は、同項の勤務1時間について第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

(宿日直手当)

第24条 宿日直手当は、教職員が宿日直勤務を命じられたとき、当該勤務に対して支給する。

- 2 宿日直手当の額は、その勤務1回について、5,100円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあっては2万円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては7,200円)を超えない範囲内において別に定める。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、その額は、7,650円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿直勤務にあっては3万円、別に定めるその他の特殊な業務を主として行う宿直勤務にあっては1万800円)を超えない範囲内において別に定める額とする。

- 3 第1項の勤務は、前条第1項、第26条第1項及び第27条第1項の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第25条 第28条第1項の規定により別に指定する職にある教職員(以下「管理職員」という。)又は指定職給料表の適用を受ける教職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法に基づく休日(勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法に基づく休日等」という。)若しくは年末年始の休日(勤務時間等規程第10条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

- 2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、管理職員にあっては1万2,000円を超えない範囲内において別に定める額、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては当該額のうち最高のものに100分の150を乗じて得た額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(夜間勤務手当)

第26条 夜間勤務手当は、教職員が正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命じられたとき、その間に勤務した全時間に対して支給する。

2 夜間勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当りの給与額の100分の25とする。

(休日勤務手当)

第27条 休日勤務手当は、教職員が祝日法に基づく休日等(勤務時間等規程第4条第1項及び第3項の規定により毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、祝日法に基づく休日と同項及び同規程第5条の規定による週休日に当たるときは、別に定める日)及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられたとき、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して支給する。これらの日に準じるものとして別に定める日において勤務した教職員についても、同様とする。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間について、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第28条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員の職のうち別に指定する職にある者に、その職務の特殊性に基いて支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する者の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25の範囲内で別に定める。

(初任給調整手当)

第29条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された教職員に対して、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用後別に定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて支給する。

2 前項の職に在職する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第32条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日(次条及び第32条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員(退職者の給与に関する規程第2条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の140、12月に支給する場合には100分の160を乗じて得た額(管理職員のうち別に定める者(以下「特定管理職員」という。))にあっては、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の140を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の140」とあるのは「100分の75」と、「100分の160」とあるのは「100分の85」と、「100分の120」とあるのは「100分の65」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額。次項、

第33条第3項及び第34条第4項において同じ。)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 事務職給料表の適用を受ける教職員のうちその職務の級が3級以上で別に定める教職員並びに同表以外の各給料表の適用を受ける教職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する教職員として当該各給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める教職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額(別に定める管理又は監督の地位にある教職員にあっては、その額に給料月額(育児短時間勤務教職員にあっては、給料月額を算出率で除して得た額。第34条第4項において同じ。)に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

(期末手当の支給制限)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第39条の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第34条第1項の規定により解雇された教職員(同項第1号に該当して解雇された教職員を除く。)
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(期末手当の支給の一時差止め)

第32条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生じると認めるとき。

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)を行う場合には、その旨を書面で当該一時差止処分を受けるべき者に通知しなければならない。一時差止処分を取り消す場合も、同様とする。

3 前項の規定による通知をする場合において、当該通知を受けるべき者の所在が知れないときは、通知をすべき内容を京都府公報に登載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その登載した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該通知を受けるべき者に到達したものとみなす。

4 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 5 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 6 理事長は、一時差止処分を行う場合には、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

(勤勉手当)

第33条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じ、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員(別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の教職員のうち再雇用教職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75(特定管理職員にあっては、100分の95)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の教職員のうち再雇用教職員 当該再雇用教職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の35(特定管理職員にあっては、100分の45)、12月に支給する場合においては100分の40(特定管理職員にあっては、100分の50)を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第33条第3項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第31条中「前条第1項」とあるのは「第33条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第33条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

(期末特別手当)

第34条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第34条第1項に該当して解雇され、又は死亡した教職員で指定職給料表の適用を受けていたもの(京都府公立大学法人休職者の給与に関する規程第2条第6項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ理事長が定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。

- (1) 6 箇月 100分の100
- (2) 5 箇月以上 6 箇月未満 100分の80
- (3) 3 箇月以上 5 箇月未満 100分の60
- (4) 3 箇月未満 100分の30

3 前項の理事長が定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける教職員が同項に規定する在職期間において就業規則第39条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応じる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応じる同項各号に掲げる割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において教職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額の合計額を加算した額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

6 第31条及び第32条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第31条中「前条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第34条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

（育児休業をしている教職員に対する期末手当等の支給）

第35条 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日に就業規則第17条の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。

2 第33条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

3 第34条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある教職員には、当該基準日に係る期末特別手当を支給する。

（特定の教職員についての適用除外）

第36条 第15条、第18条、第21条、第23条、第24条及び第26条から第33条までの規定は、指定職給料表の適用を受ける教職員には、適用しない。

2 第23条、第26条及び第27条の規定は、管理職員には、適用しない。

3 第15条、第16条、第17条第3項及び第4項、第18条、第20条、第22条、第29条の規定は、再雇用教職員には、適用しない。

（扶養手当等の支給方法）

第37条 扶養手当、地域手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給について必要な事項は、別に定める。

第3節 補則

（給与の減額）

第38条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、次に掲げる日又は期間を除き、その勤務しない1時間について、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(1) 祝日法に基づく休日等及び年末年始の休日等の場合には、その日

(2) 勤務時間等規程第17条に規定する年次休暇、同規程第20条に規定する病気休暇及び同規程第22条に規定する特別休暇の場合には、その期間

(3) 前2号に掲げる場合のほか、教職員に支給すべき給与の額から減額しないことについて正当

な事由があるものとして別に定める場合には、その定める期間

(勤務1時間当たりの給与額)

第39条 この規程に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから8時間(短時間勤務教職員にあっては、8時間にその者の勤務時間を勤務時間等規程第3条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

第4節 給与の特例

(非常勤職員の給与)

第40条 常勤を要しない職員(再雇用短時間勤務教職員を除く。以下同じ。)の給与については、理事長が他の常勤の教職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で支給する。

(休職者の給与)

第41条 就業規則第18条の規定により休職にされた教職員に対しては、就業規則第21条第2項により休職者の給与に関する規程の定めるところによる給与のほかは、支給しない。

2 就業規則第18条第5号の規定により休職にされた教職員に対しては、休職期間中は、いかなる給与も支給しない。

第5節 退職手当

第42条 退職手当は、教職員が退職したときに、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対して支給する。

2 退職手当の種類、支給額及び支給方法は、別に定める。

第6節 口座振込みの方法による給与の支給

(給与の口座振込み)

第43条 給与は、教職員から申出があるときは、その者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

第3章 雑則

(京都府からの派遣職員の特例)

第44条 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第12号)の規定により京都府から派遣された教職員の給与は、前各条の規定にかかわらず、京都府職員の例によるものとする。

(施行について必要な事項)

第45条 この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者の給料及び諸手当については、職員の給与等に関する条例(昭和31年京都府条例第28号)職員の退職手当に関する条例(昭和31年京都府条例第30号)その他京都府職員に適用される給与に関する規定の例によるものとする。

3 平成20年4月1日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、理事長の定めるところにより、地方独立行政法人法第59条第2項の規定により法人の教職員となった者に準じて、給料を支給する。

4 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第11条第2項	4号給	3号給
	3号給	2号給
第11条第3項	4号給	3号給
	3号給	2号給
	2号給	1号給
第17条第1項	及び相楽郡精華町	、南丹市及び相楽郡精華町
第17条第2項	相楽郡精華町にあっては100分の3	南丹市及び相楽郡精華町にあっては100分の6を超えない範囲内で理事長が定める割合

- 5 第28条第1項の規定の適用を受ける教職員の給料月額は、平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間において、第6条から第11条の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額(以下「基礎額」という。)から基礎額に100分の2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、この規程に基づく手当の額及び京都府公立大学法人教職員退職手当に関する規程の規定に基づく退職手当の額の算出については、基礎額に基づいて行うものとする。

別表第1(第6条関係)

事務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員	1	円 135,600	円 185,800	円 222,900	円 262,300	円 289,700	円 321,100	円 367,200	円 414,800	円 468,700	円 534,200
	2	136,700	187,600	224,800	264,400	292,000	323,400	369,800	417,300	471,800	537,400
	3	137,900	189,400	226,700	266,500	294,300	325,700	372,400	419,800	474,900	540,600
	4	139,000	191,200	228,500	268,600	296,600	328,000	375,000	422,300	478,000	543,800
	5	140,100	192,800	230,200	270,700	298,700	330,300	377,600	424,600	481,100	547,000
	6	141,200	194,600	232,100	272,800	301,000	332,500	380,200	427,000	484,200	549,500
	7	142,300	196,400	234,000	274,900	303,300	334,700	382,800	429,400	487,300	552,000
	8	143,400	198,200	235,800	277,000	305,600	336,900	385,400	431,800	490,400	554,500
	9	144,500	200,000	237,700	279,100	307,800	339,200	388,000	434,100	493,400	557,000
	10	145,900	201,800	239,600	281,200	310,100	341,400	390,700	436,400	496,500	558,900
	11	147,200	203,600	241,500	283,300	312,400	343,600	393,400	438,700	499,600	560,800
	12	148,500	205,400	243,400	285,400	314,700	345,800	396,100	441,000	502,700	562,700
	13	149,800	207,000	245,300	287,500	316,900	347,800	398,700	443,200	505,700	564,500
	14	151,300	208,900	247,200	289,600	319,100	349,900	401,100	445,200	508,100	566,000
	15	152,800	210,800	249,000	291,700	321,300	352,000	403,500	447,200	510,500	567,500
	16	154,400	212,700	250,800	293,800	323,500	354,100	405,900	449,200	512,900	569,000
	17	155,700	214,600	252,600	295,900	325,700	356,300	408,200	451,200	515,400	570,500
	18	157,200	216,500	254,600	298,000	327,800	358,300	410,300	453,000	516,900	571,700
	19	158,700	218,400	256,600	300,100	329,900	360,300	412,400	454,800	518,400	572,900
	20	160,200	220,300	258,600	302,200	332,000	362,300	414,500	456,600	519,900	574,100
	21	161,600	222,000	260,500	304,300	334,100	364,400	416,600	458,400	521,200	575,300
	22	164,300	223,900	262,400	306,400	336,200	366,400	418,600	459,900	522,700	
	23	166,900	225,800	264,300	308,500	338,300	368,400	420,600	461,400	524,200	
	24	169,500	227,700	266,200	310,600	340,400	370,400	422,600	462,900	525,700	
	25	172,200	229,500	268,200	312,600	342,300	372,500	424,700	464,400	527,000	
	26	173,900	231,300	270,100	314,700	344,300	374,500	426,300	465,800	528,200	
	27	175,600	233,100	272,000	316,800	346,300	376,500	427,900	467,200	529,400	
	28	177,300	234,900	273,900	318,900	348,300	378,500	429,500	468,600	530,600	
	29	178,800	236,500	275,800	320,900	350,200	380,500	431,200	469,800	531,800	
	30	180,600	238,000	277,700	323,000	352,100	382,400	432,500	470,600	532,700	
	31	182,400	239,500	279,600	325,100	354,000	384,300	433,800	471,400	533,600	
	32	184,200	241,000	281,500	327,200	355,900	386,200	435,100	472,200	534,500	
	33	185,800	242,500	283,200	329,100	357,800	388,000	436,400	473,000	535,400	
	34	187,300	244,000	285,100	331,200	359,600	389,700	437,700	473,800	536,300	
	35	188,800	245,500	287,000	333,300	361,400	391,400	439,000	474,600	537,200	
	36	190,300	247,100	288,900	335,400	363,200	393,100	440,300	475,400	538,100	
	37	191,600	248,400	290,600	337,300	365,100	394,800	441,600	476,200	539,000	
	38	192,900	250,000	292,400	339,300	366,600	396,000	442,500	477,000	539,900	
	39	194,200	251,600	294,200	341,300	368,100	397,200	443,400	477,800	540,800	
	40	195,500	253,200	296,000	343,300	369,600	398,400	444,300	478,600	541,700	
	41	196,900	254,600	297,900	345,200	371,100	399,600	445,100	479,400	542,600	
	42	198,200	256,000	299,600	347,100	372,300	400,800	445,900	480,200		
	43	199,500	257,400	301,300	349,000	373,500	402,000	446,700	481,000		
	44	200,800	258,800	303,000	350,900	374,700	403,200	447,500	481,800		
	45	202,000	260,100	304,700	352,800	375,700	404,200	448,300	482,600		
	46	203,300	261,500	306,400	354,400	376,600	404,900	449,100			
	47	204,600	262,900	308,100	356,000	377,500	405,600	449,900			
	48	205,900	264,300	309,800	357,600	378,400	406,300	450,700			
	49	207,100	265,600	311,300	359,300	379,400	407,100	451,300			
	50	208,200	266,900	312,900	360,500	380,200	407,800	452,100			
	51	209,300	268,200	314,500	361,700	381,000	408,500	452,900			
	52	210,400	269,500	316,100	362,900	381,800	409,200	453,700			
	53	211,600	270,600	317,800	363,900	382,700	410,000	454,300			

54	212,600	271,900	319,400	365,000	383,400	410,700	455,100			
55	213,600	273,200	321,000	366,100	384,100	411,400	455,900			
56	214,600	274,500	322,600	367,200	384,800	412,100	456,700			
57	215,600	275,700	324,100	368,100	385,500	412,800	457,300			
58	216,600	276,800	325,300	368,800	386,200	413,500	458,100			
59	217,600	277,900	326,500	369,500	386,900	414,200	458,900			
60	218,600	279,000	327,700	370,200	387,600	414,900	459,700			
61	219,600	280,200	328,800	370,800	388,100	415,500	460,300			
62	220,600	281,200	329,800	371,500	388,800	416,200				
63	221,600	282,200	330,800	372,200	389,500	416,900				
64	222,600	283,200	331,800	372,900	390,200	417,600				
65	223,400	284,200	332,700	373,400	390,700	418,100				
66	224,400	285,100	333,500	374,100	391,400	418,800				
67	225,400	286,000	334,300	374,800	392,100	419,500				
68	226,500	286,900	335,100	375,500	392,800	420,200				
69	227,300	287,900	336,000	376,000	393,300	420,700				
70	228,100	288,700	336,700	376,700	394,000	421,400				
71	228,900	289,500	337,400	377,400	394,700	422,100				
72	229,700	290,300	338,100	378,100	395,400	422,800				
73	230,500	291,100	338,600	378,600	395,900	423,300				
74	231,200	291,600	339,200	379,300	396,600	424,000				
75	231,900	292,100	339,800	380,000	397,300	424,700				
76	232,600	292,600	340,400	380,700	398,000	425,400				
77	233,400	293,000	340,800	381,200	398,500	425,900				
78	234,200	293,400	341,300	381,800	399,200	426,600				
79	235,000	293,800	341,800	382,400	399,900	427,300				
80	235,800	294,200	342,300	383,000	400,600	428,000				
81	236,500	294,500	342,800	383,700	401,100	428,500				
82	237,200	294,900	343,300	384,300	401,800					
83	237,900	295,300	343,800	384,900	402,500					
84	238,600	295,700	344,300	385,500	403,200					
85	239,400	296,000	344,800	386,200	403,700					
86	240,100	296,400	345,300	386,800	404,400					
87	240,800	296,800	345,800	387,400	405,100					
88	241,500	297,200	346,300	388,000	405,800					
89	242,300	297,500	346,700	388,700	406,300					
90	242,800	297,900	347,200	389,300						
91	243,300	298,300	347,700	389,900						
92	243,800	298,700	348,200	390,500						
93	244,100	298,900	348,500	391,200						
94		299,300	349,000	391,800						
95		299,700	349,500	392,400						
96		300,100	350,000	393,000						
97		300,300	350,300	393,700						
98		300,700	350,800	394,300						
99		301,100	351,300	394,900						
100		301,500	351,800	395,500						
101		301,700	352,100	396,200						
102		302,100	352,500							
103		302,500	352,900							
104		302,900	353,300							
105		303,100	353,800							
106		303,500	354,200							
107		303,900	354,600							
108		304,300	355,000							
109		304,500	355,500							
110		304,900	355,900							
111		305,300	356,300							

	112		305,700	356,700							
	113		305,900	357,200							
	114		306,300								
	115		306,700								
	116		307,100								
	117		307,300								
	118		307,600								
	119		307,900								
	120		308,200								
	121		308,600								
	122		308,900								
	123		309,200								
	124		309,500								
	125		309,900								
再雇用職員		186,800	214,600	259,000	279,400	295,000	321,100	364,600	399,000	451,600	534,200

別表第2(第6条関係)

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円
	1	204,600	265,400	317,000	409,100
	2	206,800	268,500	320,500	411,600
	3	209,000	271,600	324,000	414,100
	4	211,200	274,700	327,500	416,600
	5	213,300	277,800	331,100	419,200
	6	215,500	280,600	334,600	421,700
	7	217,700	283,400	338,100	424,200
	8	219,900	286,100	341,600	426,700
	9	222,200	288,900	345,200	429,000
	10	224,600	291,800	348,500	431,500
	11	227,000	294,700	351,800	434,000
	12	229,400	297,600	355,100	436,500
	13	231,700	300,400	358,400	438,800
	14	234,100	303,000	361,000	441,200
	15	236,500	305,600	363,600	443,600
	16	238,900	308,200	366,200	446,000
	17	241,100	310,700	368,900	448,500
	18	244,200	313,500	371,200	450,900
	19	247,300	316,300	373,500	453,300
	20	250,400	319,100	375,800	455,700
	21	253,500	321,700	378,000	458,200
	22	256,600	324,500	380,100	460,600
	23	259,700	327,300	382,200	463,000
	24	262,800	330,100	384,300	465,400
	25	265,800	332,700	386,300	467,900
	26	268,800	335,200	388,200	470,300
	27	271,800	337,700	390,100	472,700
	28	274,800	340,200	392,000	475,100
	29	277,800	342,600	394,000	477,500
	30	280,500	344,800	395,800	479,900
	31	283,200	347,000	397,600	482,300
	32	285,900	349,200	399,400	484,700
	33	288,700	351,500	401,300	487,100
	34	291,600	353,800	403,100	489,400
	35	294,500	356,100	404,900	491,700
	36	297,400	358,400	406,700	494,000
	37	300,300	360,500	408,300	496,300
	38	302,600	362,600	410,000	498,300
	39	304,900	364,700	411,700	500,300
	40	307,200	366,800	413,400	502,300
	41	309,400	368,800	415,100	504,400
42	310,600	370,700	416,800	506,300	

43	311,800	372,600	418,500	508,200
44	313,000	374,500	420,200	510,100
45	314,100	376,500	421,700	512,100
46	315,300	378,300	423,300	514,000
47	316,500	380,100	424,900	515,900
48	317,700	381,900	426,500	517,800
49	318,700	383,800	428,100	519,800
50	319,800	385,600	429,400	521,700
51	320,900	387,400	430,700	523,600
52	322,000	389,200	432,000	525,500
53	323,200	390,800	433,200	527,500
54	324,300	392,400	434,300	529,200
55	325,400	394,000	435,400	530,900
56	326,500	395,600	436,500	532,600
57	327,600	397,000	437,700	534,400
58	328,700	398,500	438,800	535,700
59	329,800	400,000	439,900	537,000
60	330,900	401,500	441,000	538,300
61	332,000	402,900	442,100	539,600
62	333,100	404,400	443,200	540,600
63	334,200	405,900	444,300	541,600
64	335,300	407,400	445,400	542,600
65	336,300	408,800	446,400	543,400
66	337,400	410,000	447,400	544,300
67	338,500	411,200	448,400	545,200
68	339,600	412,400	449,400	546,100
69	340,600	413,600	450,500	547,000
70	341,700	414,600	451,500	547,900
71	342,800	415,600	452,500	548,800
72	343,900	416,600	453,500	549,700
73	344,800	417,600	454,600	550,600
74	345,800	418,500	455,600	551,500
75	346,800	419,400	456,600	552,400
76	347,800	420,300	457,600	553,300
77	348,900	421,000	458,600	554,200
78	349,900	421,600	459,300	555,100
79	350,900	422,200	460,000	556,000
80	351,900	422,800	460,700	556,900
81	352,900	423,400	461,500	557,800
82	353,900	424,000	462,200	
83	354,900	424,600	462,900	
84	355,900	425,200	463,600	
85	356,800	425,700	464,100	
86	357,500	426,300	464,800	
87	358,200	426,900	465,500	
88	358,900	427,500	466,200	
89	359,700	428,000	466,700	

90	360,300	428,600	467,400	
91	360,900	429,200	468,100	
92	361,500	429,800	468,800	
93	362,100	430,200	469,300	
94	362,600	430,700	470,000	
95	363,100	431,200	470,700	
96	363,600	431,700	471,400	
97	364,200	432,300	471,900	
98	364,700	432,800	472,600	
99	365,200	433,300	473,300	
100	365,700	433,800	474,000	
101	366,300	434,400	474,500	
102	366,800	434,900		
103	367,300	435,400		
104	367,800	435,900		
105	368,400	436,500		
106	368,900			
107	369,400			
108	369,900			
109	370,500			
110	371,000			
111	371,500			
112	372,000			
113	372,600			
114	373,100			
115	373,600			
116	374,100			
117	374,600			
118	375,100			
119	375,600			
120	376,100			
121	376,600			
122	377,100			
123	377,600			
124	378,100			
125	378,600			
126	379,100			
127	379,600			
128	380,100			
129	380,600			
再雇用職員	287,200	299,500	322,500	409,100

別表第3(第6条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	280,200	329,200	376,900
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	282,400	331,400	379,600
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,600	333,600	382,300
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,800	335,800	385,000
	5	145,700	184,500	220,000	248,300	289,000	338,000	387,600
	6	147,500	186,100	221,700	249,900	291,200	340,200	390,300
	7	149,200	187,700	223,400	251,500	293,400	342,400	393,000
	8	150,900	189,300	225,100	253,100	295,600	344,600	395,700
	9	152,600	190,900	226,800	254,700	297,700	346,600	398,300
	10	154,300	192,600	228,600	256,300	299,900	348,800	400,800
	11	156,000	194,300	230,400	257,800	302,100	351,000	403,300
	12	157,800	196,000	232,100	259,300	304,300	353,200	405,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,800	306,600	355,200	408,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,700	308,700	357,300	410,300
	15	163,200	200,800	237,100	264,600	310,800	359,400	412,500
	16	165,100	202,400	238,700	266,500	312,900	361,500	414,700
	17	167,000	204,000	240,300	268,200	315,100	363,500	416,800
	18	168,900	205,700	241,900	270,100	317,200	365,600	418,900
	19	170,800	207,400	243,500	272,000	319,300	367,700	421,000
	20	172,700	209,100	245,100	273,900	321,400	369,800	423,100
	21	174,600	210,600	246,700	275,700	323,600	371,700	425,000
	22	176,100	212,200	248,300	277,600	325,600	373,800	426,600
	23	177,600	213,800	249,800	279,500	327,600	375,900	428,200
	24	179,100	215,400	251,300	281,400	329,600	378,000	429,800
	25	180,700	217,000	252,800	283,400	331,700	379,900	431,400
	26	182,200	218,600	254,500	285,300	333,700	381,800	432,700
	27	183,700	220,200	256,200	287,200	335,700	383,700	434,000
	28	185,200	221,800	257,900	289,100	337,700	385,600	435,300
	29	186,800	223,400	259,600	291,100	339,700	387,400	436,700
	30	188,100	225,100	261,400	293,000	341,600	389,200	438,000
	31	189,400	226,800	263,200	294,900	343,500	391,000	439,300
	32	190,700	228,500	265,000	296,800	345,400	392,800	440,600
	33	192,100	230,300	266,600	298,600	347,200	394,400	442,000
	34	193,500	231,900	268,400	300,400	349,100	395,700	443,300
	35	194,900	233,500	270,200	302,200	351,000	397,000	444,600
	36	196,300	235,100	272,000	304,000	352,900	398,300	445,900
	37	197,500	236,800	273,700	305,700	354,700	399,400	447,300
	38	198,800	238,400	275,400	307,400	356,400	400,600	448,100
	39	200,100	240,000	277,100	309,100	358,100	401,800	448,900
	40	201,400	241,600	278,800	310,800	359,800	403,000	449,700
	41	202,600	243,100	280,500	312,600	361,400	404,100	450,300
42	203,800	244,600	282,200	314,300	362,700	404,900	451,100	

43	205,000	246,100	283,900	316,000	364,000	405,700	451,900
44	206,200	247,600	285,600	317,700	365,300	406,500	452,700
45	207,500	249,000	287,300	319,200	366,600	407,100	453,300
46	208,600	250,600	289,000	320,800	367,800	407,800	454,100
47	209,700	252,200	290,700	322,400	369,000	408,500	454,900
48	210,800	253,800	292,400	324,000	370,200	409,200	455,700
49	211,900	255,400	293,900	325,500	371,400	410,000	456,300
50	212,900	256,800	295,500	326,800	372,400	410,700	457,100
51	213,900	258,200	297,100	328,100	373,400	411,400	457,900
52	214,900	259,600	298,700	329,400	374,400	412,100	458,700
53	215,900	260,900	300,100	330,500	375,200	412,800	459,300
54	216,900	262,300	301,600	331,600	376,100	413,500	460,100
55	217,900	263,700	303,100	332,700	377,000	414,200	460,900
56	218,900	265,100	304,600	333,800	377,900	414,900	461,700
57	219,900	266,300	306,200	334,700	378,700	415,500	462,300
58	220,800	267,600	307,600	335,700	379,500	416,200	463,100
59	221,700	268,900	309,000	336,700	380,300	416,900	463,900
60	222,600	270,200	310,400	337,700	381,100	417,600	464,700
61	223,600	271,300	311,700	338,500	381,700	418,100	465,300
62	224,600	272,600	313,000	339,200	382,400	418,800	
63	225,600	273,900	314,300	339,900	383,100	419,500	
64	226,700	275,200	315,600	340,600	383,800	420,200	
65	227,400	276,400	317,000	341,300	384,400	420,700	
66	228,300	277,500	317,800	342,000	385,100	421,400	
67	229,200	278,600	318,600	342,700	385,800	422,100	
68	230,100	279,700	319,400	343,400	386,500	422,800	
69	230,800	280,800	320,300	344,100	387,000	423,300	
70	231,500	281,900	321,100	344,700	387,600		
71	232,200	283,000	321,900	345,300	388,200		
72	232,900	284,100	322,700	345,900	388,800		
73	233,700	285,200	323,500	346,400	389,500		
74	234,500	286,000	324,100	347,000	390,100		
75	235,300	286,800	324,700	347,600	390,700		
76	236,100	287,600	325,300	348,200	391,300		
77	236,700	288,400	326,000	348,700	392,000		
78	237,300	289,000	326,500	349,200	392,600		
79	237,900	289,600	327,000	349,700	393,200		
80	238,500	290,200	327,500	350,200	393,800		
81	239,000	290,900	328,100	350,600	394,500		
82	239,400	291,400	328,600	351,000	395,100		
83	239,800	291,900	329,100	351,400	395,700		
84	240,200	292,400	329,600	351,800	396,300		
85	240,700	292,800	330,200	352,300	397,000		
86		293,100	330,600	352,700	397,600		
87		293,400	331,000	353,100	398,200		
88		293,700	331,400	353,500	398,800		
89		294,100	331,900	354,000	399,500		

90		294,400	332,300	354,400	400,100			
91		294,700	332,700	354,800	400,700			
92		295,000	333,100	355,200	401,300			
93		295,400	333,600	355,700	402,000			
94		295,700	334,000	356,100	402,600			
95		296,000	334,400	356,500	403,200			
96		296,300	334,800	356,900	403,800			
97		296,700	335,000	357,400	404,500			
98		297,000	335,400	357,800				
99		297,300	335,800	358,200				
100		297,600	336,200	358,600				
101		298,000	336,400	359,100				
102		298,300	336,800	359,500				
103		298,600	337,200	359,900				
104		298,900	337,600	360,300				
105		299,200	337,800	360,800				
106			338,200					
107			338,600					
108			339,000					
109			339,200					
110			339,600					
111			340,000					
112			340,400					
113			340,600					
再雇用職員		187,800	214,800	247,200	260,800	287,300	329,200	373,100

別表第4(第6条関係)

看護職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5級	6級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	286,100	332,700
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	288,100	334,900
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	290,100	337,100
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	292,100	339,300
	5	159,000	188,900	236,300	259,800	293,900	341,500
	6	160,500	191,300	237,800	261,200	295,800	343,700
	7	162,000	193,600	239,300	262,600	297,700	345,900
	8	163,500	195,900	240,800	264,000	299,600	348,100
	9	164,800	198,300	242,200	265,500	301,600	350,100
	10	166,500	199,700	243,600	266,900	303,500	352,200
	11	168,100	201,100	245,000	268,500	305,400	354,300
	12	169,700	202,500	246,400	270,100	307,300	356,400
	13	171,200	203,900	247,700	271,700	309,100	358,600
	14	173,200	205,400	249,000	273,300	310,900	360,700
	15	175,200	206,900	250,300	274,900	312,700	362,800
	16	177,200	208,400	251,600	276,500	314,500	364,900
	17	179,400	209,800	252,800	278,100	316,400	367,100
	18	181,500	211,300	254,200	279,600	318,100	369,200
	19	183,600	212,800	255,600	281,100	319,800	371,300
	20	185,700	214,300	256,900	282,600	321,500	373,400
	21	187,800	215,700	258,200	284,200	323,200	375,600
	22	190,000	217,400	259,600	285,800	324,800	377,800
	23	192,200	219,100	261,000	287,400	326,400	380,000
	24	194,400	220,800	262,400	289,000	328,000	382,200
	25	196,500	222,300	263,900	290,400	329,700	384,200
	26	197,800	224,000	265,500	292,200	331,300	386,200
	27	199,100	225,700	267,100	294,000	332,900	388,200
	28	200,400	227,400	268,700	295,800	334,500	390,200
	29	201,600	229,200	270,300	297,400	336,200	392,200
	30	202,900	230,700	271,900	299,100	337,800	394,100
	31	204,200	232,200	273,500	300,800	339,400	396,000
	32	205,500	233,700	275,100	302,500	341,000	397,900
	33	206,800	235,200	276,700	304,000	342,700	399,600
	34	208,100	236,600	278,200	305,600	344,300	401,400
	35	209,400	238,000	279,700	307,200	345,900	403,200
	36	210,700	239,400	281,200	308,800	347,500	405,000
	37	212,100	240,700	282,800	310,400	349,200	406,900
	38	213,500	242,000	284,300	312,000	350,800	408,700
	39	214,900	243,300	285,800	313,600	352,400	410,500
	40	216,300	244,600	287,300	315,200	354,000	412,300
	41	217,500	245,800	288,900	316,800	355,600	414,000
42	218,900	247,100	290,500	318,300	357,200	415,700	

43	220,300	248,400	292,100	319,800	358,800	417,400
44	221,700	249,700	293,700	321,300	360,400	419,100
45	223,100	251,000	295,100	322,800	362,000	420,600
46	224,600	252,400	296,600	324,300	363,500	422,200
47	226,100	253,800	298,100	325,800	365,000	423,800
48	227,600	255,200	299,600	327,300	366,500	425,400
49	228,900	256,600	301,000	328,600	368,000	427,100
50	230,300	258,100	302,400	330,000	369,400	428,700
51	231,700	259,500	303,800	331,400	370,800	430,300
52	233,100	260,900	305,200	332,800	372,200	431,900
53	234,400	262,400	306,700	334,300	373,700	433,400
54	235,700	264,000	308,100	335,700	374,900	434,900
55	237,000	265,600	309,500	337,100	376,100	436,400
56	238,300	267,200	310,900	338,500	377,300	437,900
57	239,700	268,800	312,300	339,700	378,600	439,200
58	241,000	270,400	313,700	341,100	379,600	440,100
59	242,300	272,000	315,100	342,500	380,600	441,000
60	243,600	273,600	316,500	343,900	381,600	441,900
61	244,900	275,200	317,700	345,100	382,400	442,800
62	246,200	276,700	319,000	346,400	383,200	443,700
63	247,500	278,200	320,300	347,700	384,000	444,600
64	248,800	279,700	321,600	349,000	384,800	445,500
65	250,000	281,300	322,900	350,200	385,700	446,400
66	251,300	282,800	324,200	351,400	386,500	447,200
67	252,700	284,300	325,500	352,600	387,300	448,000
68	254,100	285,800	326,800	353,800	388,100	448,800
69	255,200	287,100	327,900	354,800	388,900	449,600
70	256,500	288,600	329,100	355,900	389,600	
71	257,800	290,100	330,300	357,000	390,300	
72	259,100	291,600	331,500	358,100	391,000	
73	260,500	292,900	332,800	359,100	391,800	
74	261,800	294,300	334,000	360,200	392,400	
75	263,100	295,700	335,200	361,300	393,000	
76	264,400	297,100	336,400	362,400	393,600	
77	265,500	298,600	337,600	363,300	394,200	
78	266,800	299,900	338,800	364,100	394,800	
79	268,100	301,200	340,000	364,900	395,400	
80	269,400	302,500	341,200	365,700	396,000	
81	270,500	303,600	342,300	366,500	396,500	
82	271,600	304,900	343,400	367,100	397,100	
83	272,700	306,200	344,500	367,700	397,700	
84	273,800	307,500	345,600	368,300	398,300	
85	274,700	308,600	346,700	369,000	398,800	
86	275,800	309,800	347,700	369,600	399,400	
87	276,900	311,000	348,700	370,200	400,000	
88	278,000	312,200	349,700	370,800	400,600	
89	279,100	313,500	350,800	371,300	401,100	

90	280,100	314,700	351,600	371,900	401,700	
91	281,100	315,900	352,400	372,500	402,300	
92	282,100	317,100	353,200	373,100	402,900	
93	283,100	318,300	354,000	373,600	403,400	
94	284,100	319,100	354,700	374,100	404,000	
95	285,100	319,900	355,400	374,600	404,600	
96	286,100	320,700	356,100	375,100	405,200	
97	287,200	321,400	356,600	375,700	405,700	
98	288,100	322,100	357,100	376,200	406,300	
99	289,000	322,800	357,600	376,700	406,900	
100	289,900	323,500	358,100	377,200	407,500	
101	290,700	324,000	358,700	377,800	408,000	
102	291,500	324,600	359,200	378,300		
103	292,300	325,200	359,700	378,800		
104	293,100	325,800	360,200	379,300		
105	293,800	326,200	360,800	379,900		
106	294,300	326,700	361,300	380,400		
107	294,800	327,200	361,800	380,900		
108	295,300	327,700	362,300	381,400		
109	295,800	328,200	362,800	382,000		
110	296,200	328,600	363,300	382,500		
111	296,600	329,000	363,800	383,000		
112	297,000	329,400	364,300	383,500		
113	297,400	329,800	364,800	384,100		
114	297,800	330,200	365,300			
115	298,200	330,600	365,800			
116	298,600	331,000	366,300			
117	298,900	331,300	366,700			
118	299,300	331,700	367,200			
119	299,700	332,100	367,700			
120	300,100	332,500	368,200			
121	300,400	332,700	368,600			
122	300,800	333,100	369,100			
123	301,200	333,500	369,600			
124	301,600	333,900	370,100			
125	301,800	334,200	370,500			
126	302,200	334,600				
127	302,600	335,000				
128	303,000	335,400				
129	303,200	335,700				
130	303,600	336,100				
131	304,000	336,500				
132	304,400	336,900				
133	304,600	337,200				
134	305,000	337,600				
135	305,400	338,000				
136	305,800	338,400				

137	306,000	338,700					
138	306,400	339,100					
139	306,800	339,500					
140	307,200	339,900					
141	307,400	340,200					
142	307,800	340,600					
143	308,200	341,000					
144	308,600	341,400					
145	308,800	341,700					
146	309,200	342,100					
147	309,600	342,500					
148	310,000	342,900					
149	310,200	343,200					
150	310,500	343,600					
151	310,800	344,000					
152	311,100	344,400					
153	311,500	344,700					
154	311,800						
155	312,100						
156	312,400						
157	312,800						
158	313,100						
159	313,400						
160	313,700						
161	314,100						
162	314,400						
163	314,700						
164	315,000						
165	315,400						
166	315,700						
167	316,000						
168	316,300						
169	316,700						
再雇用職員		234,500	259,300	266,800	277,300	294,500	332,700

別表第5(第6条関係)

現業職給料表

次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 給与規程第6条、第8条及び第11条の規定により給料を支給される職員(以下「一般職の職員」という。)の例により給料月額を算出した場合に給与規程別表第1の4級以上の一般職の職員に相当する職員 一般職の職員の例により算出される給料月額(以下「基礎額」という。)から基礎額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 基礎額

(1)に掲げる職員の給料月額が、同号の規定の適用を受けない者の給料月額との均衡上必要があると認められるときは、当該職員の給料月額について所要の調整を行うことができる。

なお、給与規程第14条に定める手当及び退職手当(以下「手当」という。)の額は、一般職の職員の例による。ただし、給料月額を算出の基礎とする手当については、基礎額に基づいて算出する。

別表第6(第6条関係)

指定職給料表

号 級	給料月額
	円
1	728,000
2	784,000
3	843,000
4	922,000
5	994,000
6	1,066,000
7	1,142,000
8	1,211,000

別表第7 級別標準職務表（第6条第3項関係）

1 事務職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度の知識又は技術若しくは経験を必要とする業務を行う職務
3級	1 係長の職務 2 主任の職務 3 1又は2の職務に相当する職務
4級	1 課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹又は困難な業務を処理する課長補佐の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を処理する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務
8級	1 次長の職務 2 1の職務に相当する職務
9級	1 局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務
10級	1 困難な業務を処理する局長又は部長の職務 2 1の職務に相当する職務

2 教育職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	大学の助教又は助手の職務
2級	1 大学の講師の職務 2 高度の専門的知識又は特殊の技術若しくは経験を必要とする業務を行う大学の助教又は助手の職務
3級	大学の准教授の職務
4級	大学の教授の職務

3 医療職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	1 栄養士又は学校栄養職員の職務 2 診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 3 臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員の職務 4 臨床工学技士の職務 5 理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員又は視能訓練士その他の視能技術職員の職務 6 歯科衛生士、歯科技工士（以下「歯科衛生士等」という。）の職務
2級	1 薬剤師の職務 2 高度の技術又は経験を必要とする栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師その他の病理細菌技術職員、臨床工学技士、理学療法士その他の理学療法技術職員、作業療法士その他の作業療法技術職員、視能訓練士その他の視能技術職員又は歯科衛生士等の職務
3級	1 主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 係長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 主幹、課長補佐又は困難な業務を処理する係長の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 課長又は参事（以下「課長等」という。）の職務 2 1の職務に相当する職務
7級	1 困難な業務を所掌する課長等の職務 2 1の職務に相当する職務

4 看護職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級	准看護師の職務
2級	1 保健師又は助産師の職務 2 看護師の職務 3 高度の技術又は経験を必要とする准看護師の職務
3級	1 病院の看護師長、副看護師長又は主任の職務 2 1の職務に相当する職務
4級	1 病院の看護師長（課長補佐相当職）又は困難な業務を処理する看護師長の職務 2 1の職務に相当する職務
5級	1 病院の総括看護師長又は困難な業務を処理する看護師長（課長補佐相当職）の職務 2 1の職務に相当する職務
6級	1 病院の副看護部長の職務 2 1の職務に相当する職務